

広報ただおか広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、忠岡町（以下「町」という。）が作成する広報ただおかへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広報ただおかに掲載する広告は、別表（1）の様式とする。

(掲載の位置及び順位等)

第3条 広告掲載位置はページ下段で町が指定した位置とする。

2 掲載できる広告件数を超える場合は、申請書を受け付けた順に掲載するものとする。

掲載順位は、広告主が希望する募集枠へ順に掲載するものとする。

(掲載期間等)

第4条 広告の掲載期間は1月単位とし、12月を上限として複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告の掲載開始月並びに掲載終了月は、審査結果通知書に記載した月とする。

(掲載募集枠等)

第5条 募集する広告の枠（以下「募集枠」という。）は6枠とする。なお、広告掲載希望数が募集枠の数に満たないときは、複数の募集枠の利用を認めることができる。

(広告の範囲)

第6条 広告の範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの
- (4) 社会問題や主義主張等の意見広告やこれに類するもの
- (5) 人権侵害、名誉棄損のおそれのあるもの及び各種差別的なもの
- (6) 他者を誹謗・中傷する内容を含むもの
- (7) 児童及び青少年の健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦若しくは支持し、又はこれに反対するもの
- (9) 虚偽又は誇大な表現で住民の的確な判断を誤らせるもの
- (10) 町が推奨しているかのような、誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (12) 投機心、射幸心を著しくそそるおそれのあるもの
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号の適用を受ける業種、及び類似する業種
- (14) 訪問販売、消費者金融に類するもの
- (15) 忠岡町及び広報ただおかの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

(16) その他町長が掲載することが適当でないとするもの

(掲載の申し込み及び広告データの提出)

第7条 広報ただおかに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、掲載を希望する月の1カ月前までに、広報ただおか広告掲載申込書（様式第1号（以下「申込書」という。）及び第2条に規定する広告のデータを、町が指定する方法で提出しなければならない。

(掲載の決定)

第8条 町長は、前条の申込書の提出を受けたときは、第6条の規定に基づき広告掲載の適否を決定し、広報ただおか広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

(掲載料)

第9条 広告掲載料は別表（2）のとおりとする。

(掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた広告主は、町が指定する期日までに広告掲載料を町の発行する納付書により一括納付しなければならない。

(掲載料の返還)

第11条 納入済みの広告掲載料は返還しないものとする。ただし、広告主の責めに起因しない都合により広告が掲載できなくなった場合は、この限りでない。

(広告作成の負担)

第12条 広告の作成に関する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告内容の責任並びに損害賠償請求等)

第13条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任においてその全ての責を負うものとする。

(掲載の取消し)

第14条 町長は、以下の各号のいずれかに該当したときは、広告掲載又は掲載期間中の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が第6条に該当したと認められた場合
- (4) 広告に記載している企業又は事業が存在しなくなった場合
- (5) その他町長が掲載することが適当でないとする判断した場合

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（１）広告の様式（第２条関係）

| | |
|-------|------------------------------------|
| サイズ | 縦１３０ポイント×横２３０ポイント (縦約５ｃｍ×横約８ｃｍ) |
| データ形式 | G I F、J P E G (ワード、エクセルも可) |
| カラー | 白黒 |

別表（２）掲載料（第９条関係）

| 基本掲載期間 | 掲載料金 | |
|--------|---------|---------|
| | 町内 | 町外 |
| １カ月 | ５，０００円 | |
| １２カ月 | ５５，０００円 | ６０，０００円 |